

函 財 税

令和8年（2026年）3月4日

総務常任委員会委員 各位

財 務 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

口座振替済通知書の誤配による個人情報の漏えいについて

（財務部税務室）

口座振替済通知書の誤配による個人情報の漏えいについて

1 概要

令和8年2月17日（火）付けで郵送した市税に係る口座振替済通知書（以下「通知書」という。）について、別人あての通知書が届いたとして、配達先の市民から2月25日（水）に税務室納税担当に電話連絡があり、日本郵便株式会社（以下「郵便事業者」という。）による誤配があったことが判明した。

同日、市担当職員が誤配先を訪問し、誤配された通知書を回収したところ、通知書は開封されており、記載内容が閲覧可能な状態であることを確認した。

- （1）個人情報漏えいした通知書の件数 1件（対象者1名）
- （2）通知書に記載の個人情報
住所、氏名、市税の税目および金額

2 原因

通知対象者と誤配先の住所が同一（アパート）であることから、郵便事業者の職員が配達する際の確認不足により、誤配したことを郵便事業者に確認した。

3 本市の対応

2月26日（木）、通知対象者本人の希望により、郵便事業者が通知対象者宅を訪問し、誤配についての経過の説明と謝罪を行い、通知書については、同日、市担当職員が通知対象者宅に投函した。

また、郵便事業者に対しては、これまでも類似の事案が度々発生していることを踏まえ、個人情報を含む市の郵便物の取扱いについて、改めて細心の注意を払うよう求めた。